東久留米市医療的ケア児受入方針（令和５年２月策定）

資料５－２

＜はじめに＞

令和３年９月、医療的ケア児の健やかな成長を図るとともに、その家族の離職の防止に資し、もって安心して子どもを生み、育てることができる社会の実現に寄与するため、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念や国、地方公共団体等の責務等を定めた「医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律」（以下「法」という。）が施行されました。

法において各施設の設置者の責務が明らかにされたことから、公が設置者となる保育所、小中学校、学童保育所、児童発達支援センター（以下「対象施設」という。）での受入れの際の基本的事項について、東久留米市地域自立支援協議会にご意見を伺い、考え方を整理しました。

対象施設により設備や人員体制が異なり、また、児童の成長に伴い必要な医療的ケアが変化していくこともあるため、この方針では本市における医療的ケア児の受入れの考え方について基本的事項を定めることします。

１．目的

医療的ケア児が安全に支援を受けられ、またその保護者が安心して支援を受けられるよう、対象施設において適切な環境を整えるための基本的考え方を示すことを目的とします。

２．定義

（１）「医療的ケア」　人工呼吸器による呼吸管理、喀痰吸引、経管栄養、導尿その他の医療行為をいう。

（２）「医療的ケア児」　日常生活及び社会生活を営むために恒常的に医療的ケアを受けることが不可欠である児童（１８歳未満の者及び１８歳以上の者であって高等学校等に在籍するものをいう。）をいう。

３．受入れの要件

　（１）主治医により、対象施設における集団生活が可能と認められ、引き続き医療機関との連携がとれること。

（２）主治医により、健康状態が安定していると判断されていること。

（３）医療的ケアが日常生活の一部として保護者及び児童に定着していること。また、その行為によって事故や感染症が起こりにくいと主治医に判断されていること。

４．医療的ケアの実施について

対象施設の設置者は、医療的ケアの実施に際し、保護者の同意を得た上で、主治医より原則以下の項目について診療情報提供してもらう。また、必要に応じ、主治医との面談を行うものとする。

・疾患名

・現在の疾患の状況

・医療的ケアが必要になった経緯

・必要な医療的ケア

・対象施設が実施する必要がある医療的ケア

・医療的ケアを行う上でのリスク

・集団での活動が適切かどうか

・集団生活を過ごす上での注意点

５．対象施設における検討

医療的ケア児の対象施設の利用にあたって、対象施設では、協議の場を設け、当該児童に関する「４．医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報等に基づき、対象施設において医療的ケアを実施することの可否や安心、安全かつ適正に保育・教育が受けられるか等、必要な事項を検討し、受入れについて判断する。

６．受入時期

医療的ケア児が集団生活のなかで、安心、安全かつ適正な医療的ケアを受けられる環境が整った後に受入れを開始することとする。

７．受入体制

医療的ケアは、保護者の理解及び同意の下、原則として看護師等必要な資格を有する者が実施することとし、事前に実施する者を決めておくこととする。また、保育士、教職員等と相互に協力し、医療的ケア児の主治医、嘱託医、保護者とも情報を共有しながら医療的ケアを実施するものとする。

８．医療体制

医療的ケアの実施にあたり、医療的ケア児の健康管理・事故防止のため、主治医及び嘱託医等の協力を得る。また、緊急時に備え、医療的ケア児を受け入れる対象施設は保護者及び主治医と協力し、事前に緊急時などの対応等を決めておくものとする。

９．医療的ケア児等コーディネーターとの連携

　　医療的ケア児等コーディネーターは、必要に応じて、「４．医療的ケアの実施について」により提供を受けた診療情報等に基づき、対象施設での集団生活における医療的ケアの実施の方法、医療的ケア児への対応等について助言を行う。

１０．切れ目ない支援に向けた体制整備

　　医療的ケア児の発達段階に応じた切れ目ない支援に向け、医療的ケア児等コーディネーター、各対象施設の担当者等で構成する連絡会を設置し、必要な情報共有等を行う。

１１．支援に向けた適切な準備

　　対象施設では、各関係機関の役割、事務手続等を定めるガイドラインの策定等、医療的ケア児の支援に向けた適切な準備を行うものとする。また、民間事業者等で運営されている同種の施設についても、必要に応じて同様の措置を講じるよう、調整を行う。

１２．医療的ケアを必要としない医療的ケア児への対応

　　対象施設において医療的ケアを必要としない医療的ケア児に対しても、安心かつ安全な集団生活を送れるよう、必要な配慮について個別に検討する。

　この方針は、令和５年４月１日から施行する。なお、国の動き等を踏まえ、必要に応じ見直しを行っていくものとする。